国部整技管第１４７号
令和元年９月２０日

本局各部各課（室）長　殿
各事務所（管理所）長　　殿

中部地方整備局長
（公印省略）

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

標記について、平成３１年３月２９日付け国官技第１７７号で、大臣官房技術審議官から別紙のとおり通知があったので実施されたい。

なお、この通知は平成３１年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

国 官 技 第 １ ７ ７ 号
平成３１年３月２９日

各地方整備局長　殿
北海道開発局長　殿
内閣府沖縄総合事務局　開発建設部長　殿

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成１３年３月３０日付け国官技第９３号）を下記のとおり一部改正することとしたので通知する。

記

（１）
第２第一号に規定する別添１「地方整備局工事成績評定実施要領」内考査項目別運用表の別紙－１①、②、④～⑧、別紙－２①、②、別紙－３①、③、⑮、⑯、別紙－５②～④、別紙－６を別添に改める。

（２）
第５を次のように改める。
この通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

別紙－１①

考査項目別運用表

（主 任 技 術 評 価 官）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□　施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
□　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人が、工事全体を把握している。
□　設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１②

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
□　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□　指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。
□　工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足無く整理している。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□　休日の確保を行っている。
□　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１③

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　過積載防止に取り組んでいる。
□　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80％以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80％以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１④

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く）
□　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１⑤

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

- □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。
- □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く）
- □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
- □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
- □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
- □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理している。
- □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－１⑥

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□　溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□　塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□　小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□　設備の取扱説明書を適切に作成している。
□　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□　機器の配置について、点検しやすくしている。
□　設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑦

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事・
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□　材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□　設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□　設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□　設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・b
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持･修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□　緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□　監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・a
※該当項目が４項目以上・・・b
※該当項目が３項目以下・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑧

考査項目別運用表

（主任技術評価官）

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。 （使用原則化工事を除く）　**※本項目は２点の加点とする。** □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の５項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大３点の加点とする。** 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □（該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。　**※本項目は３点の加点とする。** □（該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。　**※本項目は２点の加点とする。** □（該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。　**※本項目は１点の加点とする。** □（該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。　**※本項目は２点の加点とする。** □（該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。　**※本項目は１点の加点とする。** ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 **※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大３点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大３点の加点とする。** 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。　**※本項目は２点の加点とする。** □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大２点の加点とする。 □ 週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点	**【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載**

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－２①

考査項目別運用表

（総 括 技 術 評 価 官）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　現場閉所による週休２日（4 週 8 休以上）に取り組んだ。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－２②

考査項目別運用表

（総 括 技 術 評 価 官）

考 査 項 目	細　別	対　応　事　項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量：20 万 m^3 以上、盛土の土工量：15 万 m^3 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m^2 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m^2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m^2 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m^2 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m^3 以上、流路工の計画高水流量：500m^3 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m^3/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 □　9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □　10.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**６点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、２４時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　15.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　17.その他（　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**６点の加点**とする。	
	評　価	評 点：＿＿＿＿点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※２．評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

別紙－２③

考査項目別運用表

（総 括 技 術 評 価 官）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６．社会性等</td><td rowspan="2">Ⅰ．地域への貢献等</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－２④

考査項目別運用表

（総括技術評価官）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措置内容	点数
□ 1.指名停止３ヶ月以上	－ 20点
□ 2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ 15点
□ 3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ 13点
□ 4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－ 10点
□ 5.文書注意	－ 8点
□ 6.口頭注意	－ 5点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
□ 8.その他 （理由：　　）	－ 点
□ 9.項目該当なし	

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

別紙－３①

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

<table>
<tr><td>考　査　項　目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□　施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
□　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□　現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
□　工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。
□　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
□　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□　下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
□　品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□　工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。
□　社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80％以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－３②

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考　査　項　目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □　不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。
- □　写真管理基準の管理項目を満足している。
- □　出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価						□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
- □　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
- □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □　不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。
- □　塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- □　溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □　設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
- □　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・ａ
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・ａ’
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・ｂ
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・ｂ’
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３③

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考　査　項　目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □　据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □　機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □　写真管理基準の管理項目を満足している。 □　不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □　設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □　設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □　配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □　行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・a’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・b’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－３④

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

●評価対象項目

□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ 法面に有害な亀裂が無い。
□ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】

- □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ その他（理由：　　）

【架設関係】

- □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑥

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
- □　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　）

【砂防構造物工事に適用】

- □　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

- □　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
- □　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑦

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- □　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
- □　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

- □　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑧

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- □　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- □　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- □　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
- □　金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- □　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- □　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □　層間にはく離が無いことが確認できる。
- □　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事及び地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

- □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
- □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

- □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

海岸工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □ 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工種</th><th colspan="5">a　a’　b　b’　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">コンクリート橋上部工事
（ＰＣ及びＲＣを対象）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　その他（　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える
ばらつきで判断不可能
評価値 90%以上：a / a’ / b / b
評価値 75%以上90%未満：a’ / b / b’ / b’
評価値 60%以上75%未満：b / b’ / c / c
評価値 60%未満：b’ / c / c / c
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	トンネル工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">電線共同溝工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>維持工事
（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・・a’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・・b
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・・b’
※　該当項目が２項目以下　・・・・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>修繕工事
（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・・a’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・・b
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・・b’
※　該当項目が２項目以下　・・・・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３⑮

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>機械設備工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□　設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
□　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□　機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。
□　設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　その他（　　）
理由：
●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>電気設備工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
□　その他（　　）
理由：
●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

電気

- □　設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- □　材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- □　材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- □　設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- □　完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □　完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □　設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- □　設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
- □　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □　設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
- □　その他　（理由：　　）

●判断基準

※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ａ
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・ａ’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・ｂ
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・ｂ’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	工種		a	a’	b	b’	c	d	e
	上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	＜Ａ＞	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

＜Ｂ＞　□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：
- □　理由：

●判断基準

＜Ａ＞　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ｅｘ）浚渫工、取壊し工等

※　該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・ａ
※　該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・ａ’
※　該当項目が 70%以上 80%未満・・・・・ｂ
※　該当項目が 60%以上 70%未満・・・・・ｂ’
※　該当項目が 60%未満・・・・・・・・・・ｃ
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜Ｂ＞　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

別紙－３⑰

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考　査　項　目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

別紙－３⑱

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考　査　項　目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当し又は	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－３⑲

考査項目別運用表

（技　術　検　査　官）

考　査　項　目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	電気設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で､有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－５①

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

１．工 事 名　　工　事
２．工　　期　　平成　　年　　月　　日～ 平成　　年　　月　　日
３．施工業者

地方整備局
事 務 所 名 ：
主任監督員名：

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであれば□にレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期														備考
				着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の 14 日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の 10 日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時１回程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○請負代金内訳書	・契約締結後 14 日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。（施工時の当初、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。（施工時の当初、台帳提出の都度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中												完成時	備考
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時　１回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	（／）□														
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	（／）□														
			・現場に常駐していた。（施工時　１回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負人の把握	・下請負人が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中												完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		・現場環境改善等	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○工事の着手	・特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日から、最低 30 日を必要日数として、工事着手した。（着手時）	(／)□														
		○支給品及び貸与品	・受領予定 14 日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期													備考
				着手前	施工中											完成時	
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・安全巡視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

別紙－6

工事関係書類一覧表

工事関係書類							書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		
									提出			提示	その他				
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	備考
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	－	○								—		
		設計図書	2	共通仕様書	—	－	○										
			3	特記仕様書	—	－	○										
			4	発注図面	—	－	○										
			5	現場説明書	—	－	○										
			6	質問回答書	—	－	○										
			7	工事数量総括表	—	－	○										
	契約関係書類		8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○		○					—		
			9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式－2		○		○					—		契約書を作成する全ての工事
			10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○		○					—		
			11	建退共掛金収納書	現説時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4		○		○					—		提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
			12	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号)	－		○				○			—		共済証紙の購入状況を把握するため、関係資料とともに提示を求めることがある。
			13	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○		○					—		
			14	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○			○				—		契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		15	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7		○	○								契約図書で規定された場合に提出する。
			16	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-4	－		○	○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			17	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-5	－		○	○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	工事書類	1 施工計画 ① 施工計画	18	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○	○								重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			19	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	－		○	○								
			20	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○	○								
			21	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-37-1	－		○	○								
			22	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○	○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2 施工体制 ② 施工体制	23	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○	○								・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号）に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要
			24	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○	○								
施工中		3 施工状況 ③ 施工管理	25	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	○										
			26	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。
			27	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								
			28	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								
			29	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								
			30	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								
			31	関係機関協議資料 （許可後の資料）	共通仕様書1-1-1-35-3	－		○				○					許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
			32	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	－		○				○					監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
			33	材料確認願	共通仕様書2-1-2-6	様式－10		○	○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			34	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			35	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式－11		○	○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入することとし、新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			36	確認・立会願依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式－12		○	○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。（受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する） ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			37	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○					○				口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	38	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	－		○				○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			39	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	様式－13		○	○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			40	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	－		○	○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 工程管理	41	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式－14		○	○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		⑥ 品質管理	42	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○	○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
施工中	契約関係書類	中間前払金	43	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式－15		○		○					—		
			44	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第34条3項	様式－5		○		○					—		
		完済部分検査	45	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式－16		○		○					—		
			46	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式－17		○		○					—		
			47	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第38条1項	様式－5		○		○					—		
			48	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－18		○	○						—		
		既済部分検査	49	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式－19		○		○					—		
			50	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-10-7	－		○	○						—		中間技術検査時にも提出する。
			50	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－18		○	○						—		
			51	請求書（部分払金）	工事請負契約書第37条5項	様式－5		○		○					—		
		修補	52	修補完了届	工事請負契約書第31条1項 工事請負契約書第31条6項	様式－21		○		○					—		
		部分使用	53	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式－22		○		○					—		部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	54	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○		○					—		工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	55	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○		○					—		支給品を受領した場合に提出する。

工事関係書類一覧表

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子☆	紙◎	
									監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
	支給品	支給品	56	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式－25		○		○					—		支給品がある場合に提出する。
		建設機械	57	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－26		○		○					—		建設機械の貸与がある場合に提出する。
			58	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○		○					—		建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場発生品		59	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17	様式－28		○		○					—		現場発生品がある場合に提出する。
	その他		60	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○	○								既済部分検査等の際に提出する。
			61	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-18-2	－		○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			62	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○			○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類		63	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式－29		○		○					—		
			64	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式－30		○		○					—		
			65	請求書（完成代金）	工事請負契約書第32条1項	様式－5		○		○					—		
	工事書類		66	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31		○	○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			67	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32		○	○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
			68	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33		○	○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
			69	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－		○	○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真も不要。 ・排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真提出は必要
			70	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について（H12.9.20付建設省厚契発第30号）	－		○	○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
			71	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式－34		○	○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。
	工事完成図書		72	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	－		○	○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
			73	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	－		○	○					○	☆		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
	その他		74	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
			75	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他		76	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-12-5-3	－	○	○			○				—		「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

令和元年９月版

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

１．工 事 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 工 事
２．工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
３．受注者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

整 備 局 名 ： 中部地方整備局
事 務 所 名 ：
主任監督員名：

①監督職員等は「施工プロセス」のチェックリスト（案）により、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続き等が適切に行われているかを確認し、技術検査時に提出する。
②チェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がＯＫであれば□にレ点を記入し、ＯＫでなければ□を空欄とし、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
③用語の定義は、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う変更契約後とする。
④チェックリスト欄が太字の確認項目は、「工事現場等における施工体制の把握表（点検様式－１～７）」（技術検査時に提出）による点検項目であるため、省略することができる。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中			完成時	備考（改善通知・指示事項及び是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○CORINSへの登録（旧工事カルテ）	**・事前に監督職員の確認を受け、所定の期限内に登録申請した。（契約後、変更後、完成・訂正時）**	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○品質証明	・品質証明員が社員であることを証明するものを提示し、資格証書の写し、経歴書を提出した。（契約後、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・実施項目、時期、頻度等を施工計画書に記載し、出来形、品質、写真管理等、工事全般にわたり確認した。（施工途中の検査、完成時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・確認した結果を品質証明書に記載し、検査までに提出した。（添付資料は提示で良い）（施工途中の検査前、完成時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・品質確認技術者を選択した場合、品質確認技術者認定証の写しを提出した。（契約後、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを提出した。（契約後1ヶ月以内、追加購入時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場に掲示している。（着手時、施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。（証紙を貼り付けた手帳のコピー不要）（施工時適宜、完成時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。（着手時、施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	**・契約後14日以内、変更後14日以内（単価合意方式）に所定の様式で提出した。（契約後、変更後）**	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・現場と一致した施工体制台帳を現場に備え付け、それを反映した施工体制台帳・施工体系図を提出しており、且つ社会保険加入・未加入・適用除外を確認している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）、再下請負通知書を添付している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・下請の作業成果（出来形、出来高等）を元請が確認・検査している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に記載されている主任技術者の配置及び資格が適切である。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	**・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者等を正しく記載している。（着手時、施工時適宜）**		（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中			完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
1 施工体制	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	**・現場に常駐していた。（施工時適宜）**		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・監督職員との連絡調整及び対応を適切に行っている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○専門技術者 （配置が必要な工事）	・専門技術者を選任し、配置している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○監理技術者 （主任技術者）	**・国家資格、監理技術者資格者証等の内容が適切である。（着手前、変更時、更新時）**	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・配置予定技術者と現場代理人等通知書の技術者が同一であった。（着手前）	（ ／ ）□					
			・現場に常駐していた。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○配置技術者	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○下請負者の把握	・下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
2 施工状況	Ⅰ施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・工事請負契約における設計変更ガイドラインの対象工種を含む場合、照査要領（案）に基づく照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・現場との相違事実があった場合、その事実が確認できる資料を書面により通知して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○施工計画書 工場製作編、現場架設編のように、まったく異なる内容（総括監督員まで把握しておくべき内容）のものを別々の時期に作成した場合は、加除とせず、それぞれ当初計画書を提出させる。	・当初計画書を工事着手前（期限明示のあるものは期限内）又は施工方法が確定した時期に提出し、所定の項目を記載している。（着手前）	（ ／ ）□					
			・変更計画書を施工に先立ち、監督職員に提出している。（変更時）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・工事期間を通じて記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○施工管理 ・工事材料確認整理	・材料の品質証明書（設計図書で提出となっている材料は提出、それ以外は提示）、写真等が確認され、整理されている。（施工時適宜、完成時）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	
		・出来形、品質管理	・出来形･品質管理が確認され、整理されている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・日常の出来形･品質管理を適時、的確に実施している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		・現場環境改善	・仕様書に定められた事項や独自の取り組みを遅滞なく実施している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○検査（確認を含む）及び立会等の調整	・確認立会簿、段階確認簿が事前に発議されている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・確認立会簿、段階確認簿の時期･内容･頻度が、適切である。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中			完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ施工管理	○工事の着手	・特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日から、最低30日を必要日数として、工事着手した。　（着手時）	（／）□					
		○支給品及び貸与品	・支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え、常にその残高を明らかにしている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・産業廃棄物管理票（マニフェスト）または、電子媒体により適正に処理し、整理･保管している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。　（着手前・施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○指定建設機械類の確認	・施工計画書に記載した指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型機械）を使用している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○新技術活用	・新技術活用工事において「活用申請書（様式Ⅰ-13）」が提出されている。（着手前・施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・新技術活用後速やかに「活用効果調査表（様式Ⅳ-8-3）」が提出されている。（施工完了時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設ＩＣＴ	・建設ＩＣＴ導入工事においてアンケート調査票（施工着手前・施工後）をそれぞれ作成し提出している。（施工着手前・施工完了時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ工程管理	○工程管理	・実施工程表の作成及びフォローアップ等を行い、適切に工程を管理している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場条件変更への対応が迅速で、施工の停滞が見られない。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場の休日の確保を行っていることが、記録で確認できる。（施工時適宜、完成時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
	Ⅲ安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、1回以上/月の活動記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全教育･訓練等を半日以上/月かつ現場に即した内容で実施した記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全巡視（腕章着用確認含む）、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施した記録がある。　（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・新規入場者教育を当該現場特性を反映した内容で実施しており、且つ社会保険加入・未加入・適用除外を確認した記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・使用機械、車輌等の点検整備記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・仮設工（足場、支保及び土留め等）の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施されている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・保安施設等の設置・管理を、各種基準及び関係者間協議に基づき実施している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・地下埋設物がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中			完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。　（施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅳ対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等と連絡調整を行った記録がある。（着手前、施工時適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・地元住民等との施工上必要な連絡調整、苦情対応を適切に行った記録がある。（着手前、施工時適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に連絡調整を行った記録がある。（着手前、施工時適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

別紙－6

R1.9.1

工事関係書類一覧表【中部地整版】

工事関係書類						工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議 ※1		備考
									提出			提示	その他				
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○										
		設計図書	2	共通仕様書	—	—	○										
			3	特記仕様書	—	—	○										
			4	発注図面	—	—	○										
			5	現場説明書	—	—	○										
			6	質問回答書	—	—	○										
			7	工事数量総括表	—	—	○										
	契約関係書類		8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項 特仕1-1-1-42-5	様式－20		○		○							
			9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式－4		○		○							契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)
			10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－9		○		○							
			11	建退共掛金収納書	現説時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－30		○		○							提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
			12	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号)	—		○				○					共済証紙の購入状況を把握するため、関係資料とともに提示を求めることがある。
			13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－60		○		○							
			14	VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きについて(H13.3.30国官地第24号、国官技第79号、国営計第81号) 特仕1-1-1-47	様式－11-3		○			○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		15	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—		○				○					CORINSへ登録時(受注・変更・完成・訂正)にそれぞれ提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)
			16	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－20-1		○	○								契約図書で規定された場合に提出する。
			17	土木工事品質確認技術者通知書	特記仕様書3-1-1-17	様式－20-2		○	○								
			18	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-4	—		○	○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			19	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-5	—		○	○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			20	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	—	○										
	工事書類	1施工計画 ①施工計画	21	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○	○								重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			22	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	—		○	○								
			23	基本計画書	共通仕様書1-1-1-13-3	—		○	○								工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督職員に提出し承諾を得ること。
			24	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○	○								
			25	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	—		○	○								
			26	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○	○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制 ②施工体制	27	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1 特記仕様書1-1-1-10-1	—		○	○			(○)					・『『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について』(平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号)に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要。 ・施工体制台帳の添付資料は提示のみとする。
			28	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2 特記仕様書1-1-1-10-3	—		○	○								
施工中		3施工状況 ③施工管理	29	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	ASP様式	○										
			30	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	ASP様式		○	○								協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。
			31	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	ASP様式		○	○								
			32	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	ASP様式		○	○								
			33	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	ASP様式		○	○								
			34	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	ASP様式		○	○								
			35	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	—		○				○					許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
			36	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	—		○				○					監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
			37	材料確認簿	共通仕様書2-1-2-~~6~~ 1	ASP様式		○	○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			38	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			39	段階確認簿	共通仕様書3-1-1-6-6-3	ASP様式		○	○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入することとし、新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			40	確認・立会簿	共通仕様書3-1-1-6-1	ASP様式		○	○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 (受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			41	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○					○				口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④安全管理	42	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	—		○				○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			43	火薬類保安手帳及び従事期者手帳	共通仕様書1-1-1-27-1	—		○				○					火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
			44	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	別紙様式1 (様式－12(1))		○	○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			45	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	別紙様式3 (様式－12(2))		○	○								事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		環境対策	46	特定特殊自動車の燃料購入伝票	共通仕様書1-1-1-30-7	—		○					○				H22/3/30特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について～ 国土交通省建設工事で稼動する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底排除～ 軽油を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。

別紙－6

R1.9.1

工事関係書類一覧表【中部地整版】

工事関係書類							工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議 ※1		備考
										提出			提示	その他				
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
			⑤工程管理	47	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	ASP様式		○	○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	48	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○	○			(○)					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
施工中	契約関係書類	中間前払金		49	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式－64		○		○							
				50	履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24			○	○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
				51	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	様式－60		○		○							
		完済部分検査		52	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式－67		○		○							
				53	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式－66		○		○							
				54	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	様式－60		○		○							
				55	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－70-1 別記様式3-2		○	○								
		既済部分検査		56	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式－73		○		○							
				57	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-10-7	－		○	○								中間技術検査時にも提出する。
				58	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－70-1 別記様式3-2		○	○								
				59	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	様式－60		○		○							
		修補		60	修補完了報告書	工事請負契約書第31条1項	様式－75		○	○※								※検査職員に提出する。
				61	修補完了届	工事請負契約書第31条1項 工事請負契約書第31条6項	様式－78		○		○							
				62	かし修補引渡書	工事請負契約書第31条6項	様式－79		○		○							
		部分使用		63	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式－55		○		○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		64	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式－54		○		○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	65	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－33		○		○							支給品を受領した場合に提出する。
				66	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式－34		○		○							支給品がある場合に提出する。
			建設機械	67	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－41		○	○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				68	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－40,40-1		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		69	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17	様式－36		○	○								現場発生品がある場合に提出する。
				70	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	－		○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				71	新技術活用関係資料	共通仕様書1-1-1-12-6	－		○	○								新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			72	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式－69		○		○							
				73	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式－68		○		○							
				74	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式－60		○		○							
	工事書類			75	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－83		○	○			(○)					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				76	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－83-1		○	○			(○)					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				77	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－10		○	○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				78	土木工事品質確認書	特記仕様書3-1-1-17(3)	様式－10-1		○	○			(○)					施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
				79	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－		○	○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真も不要。 ・排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真提出は必要。
				80	品質記録台帳	共通仕様書3-1-1-11-2	－		○	○								
				81	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について (H12.9.20付建設省厚契発第30号)	－		○	○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				82	現場環境改善の実施状況	土木請負工事における現場環境改善費の積算要領(H29.3.15付国官技第305号)	－		○	○								現場環境改善対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出する。
				83	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16	様式－11-1		○	○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。
	工事完成図書			84	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9-1	－		○						○	☆		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
				85	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9-3 共通仕様書3-1-1-11-1	－		○						○	☆		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
				86	地質・土質調査成果	共通仕様書3-1-1-9-6	－		○						○			
	その他			87	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○	○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				88	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○	○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	特定調達品目調達実績調査表	共通仕様書1-1-1-30-9	－		○	○								グリーン購入法に基づく特定調達品目の使用実績調査。

別紙－6

R1.9.1

工事関係書類一覧表【中部地整版】

工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議 ※1		備考
								提出			提示	その他				
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
工事完成後	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	ー	○	○			○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

※1 電子納品及び電子検査を円滑に行うため、工事着手時に次の事項について監督職員と受注者で事前協議し決定するものとする。
①工事施工中の情報交換・共有方法(情報共有システムの活用)
②電子納品対象書類
③その他の事項(ファイル形式、ソフトウェア及びバージョン、適用する各電子納品要領・基準及びガイドライン、インターネットアクセス環境、検査の方法等)